

カードローン 生活保護

ギャンブル依存症

税金・国保料の滞納

サラ金 賃料の滞納

ヤミ金 DV問題

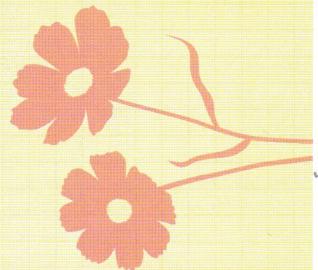


あなたという人間が
大切だから
わたしちは一緒に
考えます

生活の苦しみ、借金の
苦しみ…

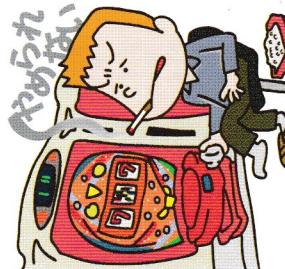
わたしたちの
知識、経験、ネットワークを
活かして
あなたの立場で
あなたの気持ちで

あなたと一緒に考えます
どうか
ひとりで、悩まないで
わたしたちに
相談してほしい



あなたという大切な命を失わないで

ギャンブル依存症で お困りの方



ギャンブル依存症で
お困りの方、

解決策を
一緒に考えましょう。

ヤミ金から逃げげる必要は ありません！



ヤミ金は犯罪です！
返済する義務は
ありません！
必ず解決できます！

ヤミ金撃退3原則

- ①ヤミ金には一切扱わない！
 - ②警察に告発(被害届)をする。
 - ③ヤミ金の銀行口座を凍結する。
- ヤミ金の携帯電話を利用停止する。

相談窓口

【相談日時】
月～金曜日13:00～17:00
電話相談「クレ・サラ110番」
082-247-5251

【相談場所】

広島つくしの会
(クレジット・サラ金被害者の会)

〒730-0051
広島市中区大手町5丁目16-18
パルビル4階
TEL 082-247-5251
FAX 082-247-5256

【相談料】
無料

※事前に連絡をいただけないと助かります

ひとりで悩まないで、広島つくしの会に相談を！

**借金の問題は
かならず解決できます**

**ひとりで
悩まないで
まず相談を！**



広島つくしの会の事務所
**広島市中区大手町5丁目16-18
パルビル4階**

世はサラ金地獄 自殺者まで
昭和50年代前半、新聞紙上にはサラ金苦による窃盗、強盗、無理心中の記事があふれていきました。このような世相の中、広島弁護士会に登録したばかりの若い弁護士たちは、県・市の法律相談会の担当に駆り出されました。そこで彼らが目にしたのは、あまりにもすさまじいサラ金被害でした。玄関に「金返せ」の張り紙。下校中のこどもに「この子の親は泥棒じゃ」。自殺を図り病院に運ばれた人に「金を返して死ね」。果てには弁護士を事務所に監禁。その横暴がりはどうまるところを知りませんでした。

若手弁護士とサラ金業者の闘い
昭和5年2月、県庁の職員S氏の呼びかけで集まった弁護士数十名がサラ金問題の研究会（クレサラ研究会）を発足して、悪質サラ金業者との闘いが始まりました。弁護士たちは法律の適用だけでは、被害の根絶は遠い、サラ金業者を規制する法律が必要で、被害者が結束して運動しなければと、被害者の人たちと被害者運動を立ち上げました。

被害者団体「つくしの会」が発足
昭和56年4月。多くのマスコミを集め「つくしの会」が発足しました。昭和58年には運動の一応の成果として、不十分ながらもサラ金規制法の成立を見ました。しかし、サラ金からヤミ金へ、手口も巧妙悪質になり問題の根絶にはいたっていません。

運動が始ままで数十年が過ぎ、運動の歴史は決して平たんではありませんでしたが、自分の事件が解決したらもう関係ないと思わずには、将来の被害者がでないように、との思いがこの運動を支えてきました。

困ったときはお気軽に！
「広島つくしの会」へ
TEL 082-247-5251
FAX 082-247-5256

借金・多重債務・ヤミ金
生活苦・生活保護
財産分与・相続・後見人
その他・生活に関わること

広島つくしの会

加盟 団体 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
〒730-0051 広島市中区大手町5丁目16-18 /パルビル4階
TEL: 082-247-5251 FAX: 082-247-5256
メールアドレス: tukushinbo-hiro@an.wakwak.com